

別記 下記項目のうち1つでも該当しないものがある場合、申し込むことができません。

下記の条件に該当する場合は、□の中にチェック（✓又は○）をしてください。
一つでも該当しないものがある場合は、申し込むことができません。

- ☒① 申込者は戸籍上、結婚している場合（戸籍上、離婚していない場合）は配偶者との同居でなければ原則として入居できません。
- ☒② 持ち家が
- ☒③ 村営住宅（ただし、なお、夫婦での入居でない場合は、当選後に提出していただく戸籍謄本により、戸籍上、婚姻状態にないことを確認させていただきます。）
- ☒④ 税金等の滞り
- ☒⑤ 申込者及び同居しようとする親族（中縁関係による者及び婚約者を含む。以下同様。）は、暴力団員でない。
- ☒⑥ 独立の生計を営んでいる。（被相続人または、結婚している場合は配偶者）
- ☒⑦ 親族と同居して入居する。
- ☒⑧ 月額の所得が次の入居基準に該当する。
- ☐1. 158,000 円以下
- ☐2. 158,000 円を超え 214,000 円
- 年金の場合も上の金額以下なら該当します。
- 月額の所得が 158,000 円以下の場合は
 給与所得者 1 人の場合、年収で
 2 人世帯 351 万 2 千円未満、
 3 人世帯 399 万 6 千円未満、
 4 人世帯 447 万 2 千円未満 の方は入居基準に該当します。
 （詳しくは申込みご案内 9 ページ参照）

(⑧において2をチェックした場合の

- ☐ 1. 60 歳以上の方のみの世帯、又
☐ 2. 小学校始期前の子どもがいる
☐ 3. 身体障害者手帳 1 級から 4 級
☐ 4. 精神障害者保健福祉手帳 1 級
☐ 5. 療育手帳をお持ちの方がいる
☐ 6. 条例で規定された難病患者等、
 療養所入所者、DV 被害者又は戦傷病者に該当する方がいる世帯
- (所得上限緩和世帯に該当する) の場合は✓
 給与所得者 1 人の場合、年収で
 2 人世帯 436 万円未満、
 3 人世帯 484 万円未満、
 4 人世帯 531 万円未満 の方は入居基準に該当します。
 (詳しくは申込みご案内 9 ページ参照)
 年金の場合も上の金額以下ならば該当します。
 下段の該当する要件に✓を記入してください。

- ☒⑨ 入居決定後、次の条件を満たす連帯保証人を1名つける。

1. 忍野村内に住所を有する。
2. 独立の生計を営み、入居者と同等かそれ以上の収入がある。

私は、現に住宅に困窮しており、村営住宅に入居したいので、私及び同居しようとする親族が暴力団員でないことを確認するため、山梨県警察本部長へ照会されることに同意の上、上記のとおり申し込みます。

申込者氏名

村営住宅ポイント方式入居申込書

住宅困窮度記入表

いま、住んでいる所は住宅ですか

いいえ
はい

※入居の申し込みをした日時での状況についてご記入ください

区分	困窮度項目	住宅 100	非住宅 (110)	あなたの 配点		
① 居住環境 50 (60)	1 住居状況	非住宅（事務所、倉庫、工場その他居住用以外の建物）に居住している	30	→		
		正当な理由（申込者の責めに帰すべき理由を除く）による立ち退き要求を受けている	10	10	→	
		昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に着工した住宅に居住している	5		→ 5	
	2 間借り／世帯分離	他の世帯と同居している	5		→ 5	
		※血縁関係が無い方、もしくは4親等以上の親族と同居の場合のみ該当				
		配偶者又は子どもと同居できる住宅が無く、別居している（村営住宅入居により同居する）	5	5	→	
	3 居住面積比率	現に居住している住宅の広さ ÷ 最低居住面積	＝40％未満	10		→
			＝40～60％未満	8		→
			＝60～80％未満	6		→
			＝80～100％未満	4		→
	4 居住設備	現に居住している建物内に次の設備が無い	台所	5		→
			トイレ	5		→
浴室			5		→	
次の設備を共同で使用している ※血縁関係が無い方、もしくは4親等以上の親族の住居に間借りの場合で右記の設備を使用している場合のみ該当		台所	2		→ 2	
		トイレ	2		→ 2	
		浴室	2		→ 2	
② 収支状況 20	5 家賃負担率	現に居住している住宅の家賃額（住宅ローン、駐車場代、管理費等含まない） ÷ 世帯全体の月額所得額	＝60％以上	20	→	
		＝50～60％未満	16	→		
		＝40～50％未満	12	→ 8		
		※生活保護を受給中の世帯 月額家賃－住宅扶助額（月額） ÷ 生活扶助費	＝30～40％未満	8	→	
		＝20～30％未満	4	→		
	6 高齢者世帯	60歳以上の方のみの世帯、又は60歳以上の方と18歳未満のみで構成される世帯	3	→		
③ 世帯状況 30	7 子育て世帯	小学校終了前の子どもまたは妊娠中の方がいる世帯	3	→ 3		
	8 多子世帯	満18歳未満の子どもを3人以上扶養する世帯	3	→		
	9 ひとり親世帯	20歳未満の子とこれを現に扶養している寡婦（夫）から構成される世帯	3	→		
	10 障がい者世帯	(1)身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、難病患者等（障害者総合支援法施行令別表に定める特定疾患の患者）のいずれかに該当する方がいる世帯	6(※)	→ 3		
		(2)障がい者手帳等を交付されている方で上記の世帯を除く	3(※)	→		
	11 被虐待世帯 ・DV被害者世帯 ・高齢者虐待世帯	以下の項目に該当する方がいる世帯 【DV被害者世帯】 ・配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を理由に、婦人保護施設・母子生活支援施設に入所している世帯、又は退所した日から5年を経過していない世帯 ・裁判所の保護命令を受けてから5年を経過していない世帯 ・女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や、配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、市町村等）の確認書が発行されている世帯 【高齢者虐待世帯】 ・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に規定する虐待を受けている65歳以上の方がいる世帯	6	→		
		12 その他世帯	その他法令等で定められた要配慮者がいる世帯（海外からの引揚者、中国残留邦人、炭鉱離職者、原子爆弾被爆者、ハンセン病療養所入所者、犯罪被害者の一部等がいる世帯）	6	→	

※（1）（2）の両方とも該当する場合は（1）を選択する

該当するものに「○」を記入し合計点を書いてください

合計得点

36点

■ ポイント方式の各種計算方法

① 居住環境 居住面積比率の計算方法

住宅の広さ(申込み日時点)

×100 =

居住面積比率

最低居住面積水準

※小数点以下四捨五入

※間借りの場合は、申込み日時点における現に居住している住宅の専有面積とその専有部分に住んでいる方全員から算出された 最低居住面積水準 で計算してください。

◎ 最低居住面積水準 とは、「世帯人数に対する住戸専有面積」

最低居住面積水準の計算方法

● 単 身 者 世 帯：25㎡

● 2人以上の世帯：10㎡×(世帯人数※)+10㎡

※「世帯人数」について、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人、10歳以上は1人として算定します。
ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は、2人として算定。
(1.25人、1.5人、1.75人→2人として算定)

② 収支状況 家賃負担率の計算方法

・所得の計算方法の詳細は、月額所得の計算方法(9ページ)でご確認ください。

・月額家賃については、入居の申込みをした日において現に居住している住宅の家賃で、住宅ローン、駐車場代、管理費等は含めずに計算してください。

※間借りの場合は、実際に家賃(生活費は除く)として家主に支払っている額を、家主が居住状況証明書等の書類で証明できる場合のみ

月額家賃(申込み日時点)

×100 =

家賃負担率

世帯全体の月額所得(令和 年分)

※小数点以下四捨五入

※ 月額家賃 が0円の場合は、家賃負担率は0%となります。

※ 世帯全体の月額所得 が0円の場合は、「家賃負担率 60%以上」として計算してください。

現在、生活保護を受給中の方は下記の計算になります。

月額家賃(申込み日時点)－住宅扶助費(月額/申込み日時点)

×100 =

家賃負担率

生活扶助費(月額/申込み日時点)

※小数点以下四捨五入

※ 月額家賃－住宅扶助費 が0円となる場合は、家賃負担率は0%になります。